

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

そ の 他

静岡都市計画事業宮川・水上土地区画整理事業に係る、下記の者に対する土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項及び第5項の規定による仮換地指定通知は、送付したが受領されなかったため、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該通知書の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

記

1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所 静岡県静岡市駿河区大谷4180番地

氏名 堀井 富雄

2 通知の内容

静岡水組発第6-34号

静岡都市計画事業宮川・水上土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法98条第1項の規定により、別表及び別図のとおり仮換地を指定しますので、同法同条第5項及び第99条第2項の規定により通知します。

なお、別表及び別図の掲載は省略し、それらを静岡県静岡市駿河区水上18番地9の掲示場所において掲示します。

(教示)

この通知について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、静岡市長に対して審査請求をすることができます(審査請求の審査に関する事務は、都市局都市計画部都市計画課において取り扱います。審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。)

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を受け取った日(その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日)から6箇月以内に、静岡市宮川・水上土地

区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 6 年12月23日

静岡県静岡市駿河区西大谷15—8

静岡市宮川・水上土地区画整理組合 理事長 岩崎 義郎